

(申立前の資料請求)

平成 年 月 日

債権者 各位

住所 〒 -

フリガナ (債務者)
氏名

[昭和 年 月 日 生]

住所 〒 -

(TEL - - 、FAX - -)

代理人 弁護士

Ⓜ

受任通知及び債権調査へのご協力をお願い

拝啓 貴社ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

当職は、債務者_____より委任を受けた代理人弁護士として本書を呈上致します。

さて債務者は、生活費総出等のために貴社らから借入れをしており、これまでの本人の返済努力にもかかわらず、借入金は徐々に増え続け、現在、貴社をはじめ 社に対し合計約 万円の負債を負っており、支払不能（のおそれある）状態となっています。

そこで鋭意検討の結果、万やむを得ず、個人債務者再生手続の申立てをすることとなりました。

つきましては、まず、貴社の債務者に対する債権額を確定する必要がありますので、ご多用とは存じますが、同封の「債権明細調査表」に必要事項をご記入の上 貴社と債務者との址用書又は契約書の写し等債権の子在を明らかにする書面と共に 当職宛 月 日（曜日）までに速やかにご送付下さるようお願い申し上げます。

また、その際、当初契約分から現在までのすべての取引履歴のご送付をお願い致しますと共に 利息制限法による計算書もお付け下さい。

このように取引当初からの取引履歴を求める理由並びに取引当初からの資料の送付が頂けない場合の対応（やむを得ず概算で異議を述べることとなる予定です）につきましては、別紙の記載を参照願います。

なお、債務者本人及びその家族は完全に疲弊しておりますので、債務者の窮状にご理解願ひ、いわゆる貸金業規制法及び金融庁の事務ガイドラインに従って、本人には一切ご連絡なきようお願い申し上げます。万一、信用毀損、威迫等の言動があった場合には、断固たる措置を採る所存ですので念のため申し添えます。

貴社には誠にご迷惑をおかけいたしますが、債務者の窮状をご賢察下さりご協力頂きたくお願いする次第です。

敬具

(別紙)

(申立前の資料請求)

1 借換前の資料も含め取引当初からの取引履歴を求める理由

- ① 全国の弁護士会の統一基準となっている「クレジット・サラ金問題処理の統一基準」において、会員(弁護士)は多重債務者の債務整理の処理に際して、「債権者に対し、債務者との取引開始時点からのすべての取引経過の開示を求めること。」とされています。
- ② また、最高裁判所事務総局民事局監修「債務の調整に関する調停執務資料」27頁において、最高裁昭和55年1月24日判決(判例時報956号53頁)も引用して、「旧債務に関する資料の提出を受ける必要があると考えられる。」とされています。なお、全取引経過の開示が求められた場合には、信義誠実の原則から、貸金業者はこれを拒絶する合理的な理由があるときを除き、これに応じる義務があるとした札幌地裁平成13年6月28日判決(金融・商事判例1129号26頁)もあります。

2 取引当初からの資料の送付が頂けない場合の対応

- ① 本人からの申出内容と異なって、取引当初からの資料提供がない場合には、やむを得ず、申立書には下記の表を参考に適宜の額を記載します。また、添付の債権者一覧表には異議留保をします(民事再生法221条4項・244条)。

この「残債推計表」は、利息制限法に従って元本充当した結果の残債務の概略を若干債務者に有利に示しています。この表について、あるいは実際の取引との相違(借換毎の貸与額問題等)について債権者にご不満があるかも知れませんが、その場合は、次に説明する「評価の申立て」制度があります。

残債推計表

返済年数	返済状況		
	利息のみ支払		元利支払
	年利 40.004%	年利 29.2%	
6月	90%	90%	80%
1年	70%	85%	50%
1年6月	60%	80%	25%
2年	45%	70%	0%
2年6月	30%	60%	0%
3年	10%	50%	0%
3年6月	0%	40%	0%
4年	0%	30%	0%
4年6月	0%	20%	0%
5年	0%	10%	0%
5年以上	0%	0%	0%

(この表の元利支払では、10万円までの借入れについて20分の1の5,000円ずつの返済というように、借入額を20等分した月々の返済額を想定)

- ② 個人再生手続が開始された場合、債務者からの資料送付請求が認められており、その請求があったときは、債権者は、速やかにこれに応じなければならないとされています(民事再生規則119条・140条)。しかし、本件では、申立前に請求させていただいてますので、提出がない場合には、開始決定後に再度請求するつもりはありません。
- ③ もし、一覧表記載の金額に債権者が不満な場合、債権届をすることができますが、当方は一覧表記載の金額より多ければ、異議申述をすることとなります。
- ④ 債権者が異議申述に不満な場合、異議申述期間末日から3週間の不変期間内に再生債権について評価の申立てができますが、この場合、個人再生委員が選任されます(既に選任されている場合には、債権調査について職務の指定がなされます)。そして、評価の申立てと同時に債権者から費用の予納をしなければなりません。この予納金の納付については費用対効果が考えられるべきでしょう。

さらに、個人再生委員からは、当然のことながら、取引当初からの資料提出の要求がなされ、不提出の場合には罰則があります(民事再生法227条6項・244条・252条2項)。

- ⑤ したがって、この段階での資料送付請求に応じていただく方が賢明と思われま

以上